

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

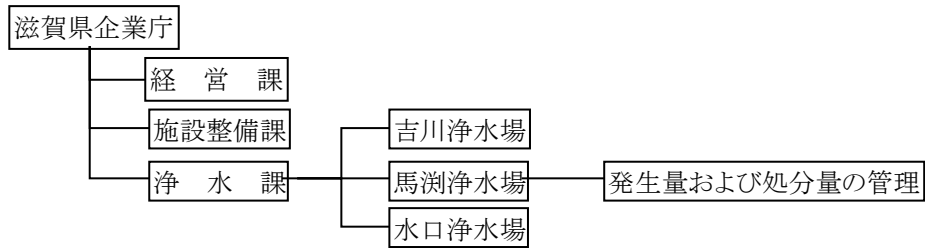
(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和 6 年 6 月 26 日	
滋賀県知事 三日月 大造 様	
提出者	
住 所 野洲市吉川 3 3 8 2	
氏 名 滋賀県企業庁	
庁長 藤原 久美子	
電話番号 0748-37-4621	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	滋賀県企業庁 馬渕浄水場
事業場の所在地	近江八幡市馬淵町 1 8 7 5
計画期間	令和6年 4 月 1 日 ～ 令和7年 3 月 3 1 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	G 3 6 1 1 上水道業
②事業の規模	計画給水量 82,700m3
③従業員数	9 人 (その他委託業者)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	浄水場浄水汚泥を濃縮槽により濃縮後、加圧圧搾脱水機により加圧圧搾脱水および天日乾燥床による自然乾燥脱水する。 その後、浄水スラッジリサイクル業者委託により、土木用資材(砂利、再生土等)として加工販売し、リサイクルを図る。

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	浄水汚泥	
	排出量	7002.5 t	t
	(これまでに実施した取組)		
	pH調整用炭酸ガスならびに凝集剤注入量の適正管理により汚泥発生量の減量に努めた。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	浄水汚泥	
	排出量	7332.6 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	従来以上にジャーテスト等の試験回数を増やし、浄水処理における適正な凝集剤注入により発生汚泥量の減量を図る。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別はありません。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	浄水汚泥	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	6329.7 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	浄水汚泥	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	6628.1 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

低濃度の浄水汚泥を加圧圧搾脱水機および天日乾燥により取扱いの容易な固形汚泥に中間処理を行う。

従前と同じく、低濃度の浄水汚泥を加圧圧搾脱水機および天日乾燥により取扱いの容易な固形汚泥に中間処理を行う。

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	浄水汚泥	
	全処理委託量	672.8 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	672.8 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	浄水スラッジリサイクル業者委託により、建設用資材(粒状改良土)として加工販売し、リサイクルを図る。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	浄水汚泥	
	全処理委託量	704.5 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	704.5 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	浄水スラッジリサイクル業者委託により、土木用資材（砂利、再生土等）として 加工販売し、リサイクルを図る。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了 までの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。